

県労健康講座—ストレスチェックの内容と活用 ストレスの気づき、職場環境改善を目的-40人が参加

1月23日岡山市内で県労会議の健康講座が開かれ40人が参加しました。

講演は、岡山EAPカウンセリングルーム臨床心理士谷原弘之氏が「ストレスチェックの内容と活用」と題して講演しました。

本人へ結果返却、事業主の 職場環境改善努力義務

谷原氏は改正労働安全衛生法のストレスチェックの内容を解説。

目的は個人に結果を返却することで本人にストレスの気づきを与え、セルフケアに役立てること、結果の情報提供を事業主にする場合は本人の許可が必要なこと、高ストレスと判断された場合、本人が希望すれば医師面談が受けられること。事業主は、集団分析などから職場環境改善の努力が義務付けられることなどを指摘しました。

心理的負担の原因、自覚症状、他の労働者の支援の3領域で評価

ストレスチェックは、心理的負担の原因、心身の自覚症状、他の労働者の支援に関する事項の質問票(23-57項目程度のもの)に応じて、その結果を分析します。

この検査は、医師、保健師、厚労省が定める研修を修了した看護師、精神保健福祉士が実施します。

検査結果の事業者通知は、本人の同意必要

この結果は、検査を受けた労働者に通知されます。検査をした医師等が高いストレスを受けているなど医師の面接指導が必要と認めた労働者にその通知がされます。本人が面接を受けたいと事業者申し出れば、面接指導を受けさせなければなりません。

検査結果を事業者に通知するには、当該労働者の同意が必要です。

検査結果の集団ごとの分析を事業主に通知

事業主は検査結果を職場単位などで分析させるよう努めなければいけません。

そして、事業主は職場のストレスが高いなどの状況があればそれを軽減するための措置を講ずるよう努めなければなりません。



安全衛生委員会での実施の協議を

講師は、これまで経験してきた検査やその対応についての例を示して説明しました。

店頭販売の女性が、過剰な仕事を与えられて、睡眠4時間、食事昼食だけ、「消えていくなりたい」などの症状があり、医師の診断で休職した、職場分析では、業務が多いが、上司や同僚の支援がある場合は「総合健康リスク」は低くなるなどの例を示して解説をしました。

改善すべき点もあるが、安全衛生委員会での実施方法をよく検討して実施し、本人のストレスの気づきを与え、事業主の職場改善に役立つものとして活用できると話しました。

参加者から、複数の職場で働く人の対応や検査項目についての質問が出されました。

戦争ほど、いのちと健康を破壊するものはない

戦争法廃止、立憲主義、民主主義回復を

働くもののいのちと健康を守る県センター総会

1月23日、県労健康講座に続いて、いのちと健康県センターの総会が開かれました。

開会に当たり、代表委員の清水善朗弁護士が「弁護士会でも戦争法案反対の行動や講演会、講師派遣などをし、生存権裁判やTPP問題にも取りこんできた。労働法の改悪なども含めていのちと健康が脅かされているが、憲法を守り生かす運動をさらにすすめましょう」と挨拶しました。

続いて藤田事務局長が活動方針、財政、役員について提案しました。

戦争法廃止、立憲主義、民主主義を守ること、昨年は過労死等防止対策推進法が、過労死家族の会、過労死弁護団、労働組合やいのちと健康センターなど幅広い運動で成立させることができ、厚生労働省主催の「過労死シンポ」が岡山でも開催された。家族の会の代表が国連社会権規約委員会に要請するなどして、日本政府に「過労死の防止」措置強化を求める勧告が出されるなどしたことを報告し、今後さらに防止強化の運動をすすめること、学習会や中四国セミナー参加などの方針、役員等を提案しました。

「自分も仲間も『過労死』させない」の
ポスター掲示 高教組



討論では高教組が現職死亡者が相次ぎ、県教委に「業務縮減」「持ち帰り残業」を超勤に合算するよう強く要求。職場に「自分も仲間も『過労死』させない 業務の縮減・人員増を求め、笑顔で働き続けられる職場を作ろう！」とのポスター掲示を作成したと発言しました。

さらに地域労組から2人が発言しました。

「アホ、バカと呼ぶから返事の練習をしろ」パワハラ企業を労災申請

岡山市にある20人程の機械工作機製造会社で、職場の配置転換や退職を強要されていた労働者が、今度は職場の同僚から「今日からお前をアホ、バカと呼ぶから返事の練習をしろ」と怒鳴られました。

本人は返事も出来ず黙っているとさらに怒鳴られて、過呼吸に陥り意識がもうろうとなりました。そこに職場の上司ら2人が来て、「救急車をよぶか」と話していました。

さらに次の出勤日の朝、再び怒鳴られた同僚と上司に「先週の続きをやる」と呼び出されて。「なあ僕 よう返事せいでこらアホゆるめらあせんぞ」と怒鳴られました。

その後本人は医者から「不安障害」、要休業加療と診断され休職に入り傷病手当を受給。

地域労組に加入して、会社に対して事実調査と謝罪、賃金補償、加害者の処罰、再発防止などを要求して団体交渉をしました。会社は事実認定をせず、私傷病休職満了で解雇を通告。基準監督署に労災申請して争っています。（総会での地域労組組合員の発言）

